

刈谷市処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第3号

刈谷市処務規則の一部を改正する規則

刈谷市処務規則（昭和25年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の表企画政策課の項第9号中「都市施設管理協会」を「刈谷にぎわいオフィス」に改め、同表税務課の項第5号中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第4号

刈谷市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規
則

刈谷市賠償責任を有する職員の指定に関する規則（昭和50年規則第14号）の
一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第5号

刈谷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部
を改正する規則

刈谷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第18条」を「第20条」に、「第4条」を「第3条」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び刈谷市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第6号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び刈谷市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和45年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合」を削る。

(刈谷市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 刈谷市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第7号

刈谷市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規
則

刈谷市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年規則第2号）の一
部を次のように改正する。

別表第7ア中

「

22	38	38	46	43	30
23	39	39	47	44	30
24	40	40	48	44	30
25	41	41	49	45	31
25	41	42	50	45	31
25	42	43	51	46	31
26	42	44	52	46	31
26	43	45	53	47	31
26	43	45	54	47	31
27	44	45	55	48	31
27	44	46	56	48	31
27	45	46	57	49	31
28	45	46	58	49	31
28	46	47	59	50	31
28	46	47	60	50	32
29	47	47	61	50	32
29	47	48	62	50	32
30	48	48	63	50	32
30	48	48	64	50	32
31	49	49	65	50	32
31	49	49	66	50	32
32	49	49	67	50	32
32	49	50	68	50	32
33	50	50	68	51	32
33	50	50	68	51	32
34	50	51	68	51	32
34	50	51	68	51	32
35	51	51	69	51	33
35	51	52	69	51	33
36	51	52	69	51	34

「

21	37	38	46	43	30
22	38	39	47	44	30
22	38	40	48	44	30
23	39	41	49	45	31
23	39	42	50	45	31
24	40	43	51	46	31
24	40	44	52	46	31
25	41	45	53	47	31
25	42	45	54	47	31
26	43	45	55	48	31
26	44	46	56	48	31
27	45	46	57	49	31
27	45	46	58	49	31
28	46	47	59	50	31
28	46	47	60	50	31
29	47	47	61	50	31
29	47	48	62	50	31
29	48	48	63	50	31
30	48	48	64	50	31
30	49	49	65	50	31
30	49	49	66	50	31
31	49	49	67	50	31
31	49	50	68	50	31
31	49	50	68	51	31
32	50	50	68	51	32
32	50	51	68	51	32
32	50	51	68	51	32
33	50	51	69	51	32
33	50	52	69	51	32
33	51	52	69	51	32

1 8
1 9
2 0
2 1
2 1
2 2
2 2
2 3
2 3
2 4

を

1 7
1 8
1 8
1 9
1 9
2 0
2 0
2 1
2 2
2 3

に、

3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3
4 3
4 4

を

3 4
3 4
3 5
3 5
3 6
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 1
4 2
4 3

に、

5 0
5 1
5 2
5 3
5 3
5 3
5 4
5 4
5 4
5 5
5 5
5 5
5 6
5 6
5 6
5 7
5 7
5 8
5 8
5 9
5 9
6 0
6 0
6 1
6 1
6 1
6 2
6 2
6 2
6 3
6 3

4 9
5 0
5 0
5 1
5 1
5 2
5 2
5 3
5 3
5 3
5 4
5 4
5 4
5 5
5 5
5 5
5 6
5 6
5 6
5 7
5 7
5 7
5 8
5 8
5 8
5 9
5 9
6 0
6 0
6 0

6 3
6 4
6 4
6 4
6 5
6 5
6 5
6 5
6 5
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 8
6 8
6 8
6 8
6 8
6 8
6 9
6 9
6 9
6 9
6 9
6 9
7 0
7 0
7 0
7 0
7 0
7 0
7 1
7 1
7 1
7 1

を

6 1
6 1
6 1
6 2
6 2
6 2
6 3
6 3
6 3
6 4
6 4
6 4
6 5
6 5
6 5
6 5
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7

に改める。

」

」

3 7

3 8

5 3
5 4
5 5

5 4
5 6
5 8

別表第7の2ア中

39
40

を

39
41

に、

56
59
62
65

を

60
62
64
66

に、

70	45	45	37	37	52
72	46	46	38	38	56
74	47	47	39	39	67
76	48	48	40	40	80
78	49	49	41	41	82
80	50	50	42	42	84
82	51	51	43	43	85
84	52	52	44	44	85
86	53	53	45	45	85
88	54	54	46	46	85
90	55	55	47	47	85
92	56	56	48	48	85
93	58	57	49	50	85
93	60	58	50	52	85
93	62	59	51	54	85

を

71	45	45	37	37	52
74	46	46	38	38	56
77	47	47	39	39	77
80	48	48	40	40	84
83	49	49	41	41	85
86	50	50	42	42	85
89	51	51	43	43	85
92	52	52	44	44	85
93	54	53	45	45	85
93	56	54	46	46	85
93	58	55	47	47	85
93	60	56	48	48	85
93	61	57	49	50	85
93	62	58	50	52	85
93	63	59	51	54	85

76	75
80	78
84	81
88	84
93	88
98	92
103	97
109	102
115	107
121	112

77	75
82	78
87	81
92	84
97	88
102	92
107	99
116	106
125	113
125	113

に、

を

に改め、同表イ中

49
50
51
52
54
56
58

を

50
52
54
56
57
58
59

に、

69
70
71
72
73
74
75
76
78

を

70
72
74
76
77
78
79
80
81

に、

」

8 0
8 2

8 2
8 3

」

」

「

8 9
9 0
9 1
9 2
9 5
9 8
1 0 1
1 0 4
1 0 6
1 0 8
1 1 0
1 1 2
1 1 5
1 1 8
1 2 1
1 2 4
1 2 9
1 3 4
1 3 9
1 4 5
1 5 1
1 5 7

を

「

9 0
9 2
9 4
9 6
9 9
1 0 2
1 0 5
1 0 8
1 1 1
1 1 4
1 1 7
1 2 0
1 2 3
1 2 6
1 2 9
1 3 2
1 3 6
1 4 0
1 6 1
1 6 1
1 6 1
1 6 1

に改める。

」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市会計年度任用職員の給与の決定及び支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第8号

刈谷市会計年度任用職員の給与の決定及び支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市会計年度任用職員の給与の決定及び支給方法等に関する規則（令和元年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第18条を削り、第19条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第19条 条例第15条の規定により準用する給与条例第19条の2から第19条の4までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第19条の2 条例第15条の2の規定により準用する給与条例第19条の5（同条の規定により準用する給与条例第19条の3及び第19条の4を含む。第25条の2第1項において同じ。）に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第25条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 条例第25条の2の規定により準用する給与条例第19条の5に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第25条の2第1項に規定する市長が規則で定めるものは、前条第2項の規定を準用する。

3 条例第25条の2第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第19条の5の市長が規則で定める額は、前条第3項の規定を準用する。

別表第3項の部すこやか教室指導員（高度な知識経験を要するものとして別に定めるもの）の項の次に次のように加える。

学校活動支援員		1	9	1	13
学校活動支援員（高度な知識経験を要するものとして別に定めるもの）		2	18	2	22

別表第3項の部に次のように加える。

地域部活動推進員		2	18	2	22
----------	--	---	----	---	----

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市職員の在宅勤務等手当支給規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第9号

刈谷市職員の在宅勤務等手当支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号。以下「条例」という。）第11条の3の規定に基づき、在宅勤務等手当の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第2条 条例第11条の3第1項の市長が規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族の住居

(2) 前号に掲げる場所に準ずる場所として市長が認めるもの
(正規の勤務時間から除かれる時間)

第3条 条例第11条の3第1項の市長が規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は条例第15条第1項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

(2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(1か月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第4条 条例第11条の3第1項の市長が規則で定める期間は、3か月とする。

(確認)

第5条 市長は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第11条の3第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備

するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

- 2 市長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第6条 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

- 2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

(支給期間等)

第7条 職員が新たに条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する市長が規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第10号

刈谷市予算決算会計規則の一部を改正する規則

刈谷市予算決算会計規則（平成2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）

第173条の3の規定に基づき」を削る。

第43条中「政令」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）」に改める。

第52条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（歳入の徴収又は収納の委託）」を付し、同条第1項中「政令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により」を「法第243条の2第1項の規定による指定（）」に、「の事務を私人に委託し」を「に関する事務に係るものに限る。）をし」に、「会計管理者等」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者（法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）（歳入の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納に関する事務を前項の指定を受けた者に委託したときは、会計管理者にその旨通知しなければならない。

第52条の2を削り、第52条の3を第52条の2とする。

第78条の見出し中「私人に対する」を削り、同条第1項中「政令第165条の3第1項の規定により私人に支出の事務を委託し」を「法第243条の2第1項の規定による指定（歳出の支出に関する事務に係るものに限る。）をし」に、「会計管理者等」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「支出の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者（歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。）」に、「会計管理者等」を「会計管理者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法第243条の2第1項の規定により歳出の支出に関する事務を前項

の指定を受けた者に委託したときは、会計管理者にその旨通知しなければならない。

第86条第1項第2号カ中「その他の」を「その他」に改め、同号カを同号キとし、同号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 森林環境税

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市出納職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第11号

刈谷市出納職員に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市出納職員に関する規則（昭和51年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2納税課に所属する分任出納員の項中「県民税」の次に「、森林環境税」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第12号

刈谷市契約規則の一部を改正する規則

刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）
第173条の3の規定に基づき」を削る。

第5条第1項中「令」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第13号

刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市税条例施行規則（昭和45年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「市民税・県民税納税通知書（一般用）」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書（一般用）」に改め、同表4の項中「市民税・県民税納税通知書（口座振替用）」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書（口座振替用）」に改め、同表39の2の項中「刈谷市税等過誤納金還付充当通知書」を「刈谷市税等過誤納金還付充当（委託納付）通知書」に改め、同表40の2の項中「刈谷市配当割等還付充当通知書」を「刈谷市配当割等還付充当（委託納付）通知書」に改め、同表44の項中「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」に改め、同表45の項中「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例承認（却下）通知書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例承認（却下）通知書」に改め、同表46の項中「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例承認の取消通知書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例承認の取消通知書」に改め、同表47の項中「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に係る届出書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に係る届出書」に改め、同表49の項中「市民税・県民税減免申請書」を「市民税・県民税・森林環境税減免申請書」に改める。

様式第3号（その1）中「市民税・県民税納税通知書」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」に、
「充当額」を「充当（委託納付）額」に改め、同様式（そ

の3）中

「

区分	所得割額	均等割額	年税額	給与からの特別徴収税額	公的年金からの特別徴収税額	納付済額又は充当済額	差引年税額	控除不足額
市民税								
県民税								

」

を

区分	所得割額	均等割額	森林環境税額	年税額	給与からの特別徴収税額	公的年金からの特別徴収税額	納付済額又は充当(委託納付) 済額	差引年税額	控除不足額
市民税									
県民税									
森林環境税									

に改め、同様式（その４）中

〔 公 刈谷市 年度 市民税・県民税 第 期 領収済通知書 〕

を

〔 公 刈谷市 年度 市民税・県民税・森林環境税 第 期 領収済通知書 〕

に、

〔 公 刈谷市 年度 第 期 市民税・県民税 納付書 を 〕

〔 公 刈谷市 年度 第 期 市民税・県民税・森林環境税 納付書 に、 〕

〔 公 刈谷市 年度 第 期 市民税・県民税 領収証書 を 〕

〔 公 刈谷市 年度 第 期 市民税・県民税・森林環境税 領収証書 に改め、同様式（その５）を次のように改 〕

める。

(その5)

1 賦課の根拠

この市民税及び県民税は、地方税法第24条、第39条、第294条及び第318条、愛知県県税条例第42条及び第42条の7並びに刈谷市税条例第25条及び第36条の規定により当該年度の初日の属する年の1月1日現在市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に賦課するものです。

この森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条及び第6条の規定により当該年度の初日の属する年の1月1日現在市内に住所を有する個人に賦課するものです。

2 税率

3 納期

第1期	年	月	日～	年	月	日
第2期	年	月	日～	年	月	日
第3期	年	月	日～	年	月	日
第4期	年	月	日～	年	月	日

4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)

(注)「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%

5 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、滞納処分を受けることになります。

6 審査請求及び取消訴訟

この賦課決定について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この賦課決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この賦課決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。

7 納付方法

様式第4号(その1)中「市民税・県民税納税通知書」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」に、
「

--

 充当額」を「

--

 充当(委託納付)額」に改め、同様式(そ

の3)中

「

区分	所得割額	均等割額	年税額	給与からの特別徴収税額	公的年金からの特別徴収税額	納付済額又は充当済額	差引年税額	控除不足額
市民税								
県民税								

」

を

「

区分	所得割額	均等割額	森林環境税額	年税額	給与からの特別徴収税額	公的年金からの特別徴収税額	納付済額又は充当(委託納付)済額	差引年税額	控除不足額
市民税			/						
県民税			/						
森林環境税	/	/							/

」

に改め、同様式(その4)を次のように改める。

(その4)

1 賦課の根拠

この市民税及び県民税は、地方税法第24条、第39条、第294条及び第318条、愛知県県税条例第42条及び第42条の7並びに刈谷市税条例第25条及び第36条の規定により当該年度の初日の属する年の1月1日現在市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に賦課するものです。

この森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条及び第6条の規定により当該年度の初日の属する年の1月1日現在市内に住所を有する個人に賦課するものです。

2 税率

3 納期

第1期	年	月	日～	年	月	日
第2期	年	月	日～	年	月	日
第3期	年	月	日～	年	月	日
第4期	年	月	日～	年	月	日

4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)

(注)「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%

5 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されませんと、滞納処分を受けることになります。

6 審査請求及び取消訴訟

この賦課決定について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この賦課決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この賦課決定については、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として(市長が被告の代表者となります。)取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、賦課決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに賦課決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 39 号中 「

充当額 円

」 を 「

充当（委託納付）額 円

」 に改め

る。

様式第 39 号の 2 中「刈谷市税等過誤納金還付充当通知書」を「刈谷市税等過誤納金還付充当（委託納付）通知書」に、

「

充当元	充当先
-----	-----

」

を

「

充当（委託納付）元	充当（委託納付）先
-----------	-----------

」

に、

	充当日	

 を

	充当（委託納付）日	

 に改め、「充当し」の次に「、又は

委託納付し」を加える。

様式第 40 号中 「

充当額 円

」 を 「

充当（委託納付）額 円

」 に改め

る。

様式第 40 号の 2 中「刈谷市配当割等還付充当通知書」を「刈谷市配当割等還付充当（委託納付）通知書」に、

「

充当元	充当先
-----	-----

」

を

「

充当（委託納付）元	充当（委託納付）先
-----------	-----------

」

に、

	充当日	

 を

	充当（委託納付）日	

 に改め、「充当し」の次に「、又は

委託納付し」を加える。

様式第 44 号中「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」

を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」
に、「市・県民税特別徴収税額 円」を「市民税・県民税・森林
環境税特別徴収税額 円」に改める。

様式第45号中

「

市民税・県民税特別徴収税額の納
期の特例承認（却下）通知書

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請については、次により承認
（却下）しました。

」

を

「

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例承認（却下）通知書

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請については、
次により承認（却下）しました。

」

に改める。

様式第46号中

「

市民税・県民税特別徴収税額の納
期の特例承認の取消通知書

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認は、次の理由により取り消し
ます。

」

を

「

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例承認の取消通知書

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認は、次の理由に
より取り消します。

」

に改める。

様式第47号中「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に係る届出書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に係る届出書」に、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する」に改める。

様式第49号中「市民税・県民税減免申請書」を「市民税・県民税・森林環境税減免申請書」に、「刈谷市税条例」を「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

「
個人の市民税・県民税
」を「
個人の市民税・県民税・森林環境税
」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市子ども医療費支給条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第14号

刈谷市子ども医療費支給条例施行規則等の一部を改正する規則

(刈谷市子ども医療費支給条例施行規則の一部改正)

第1条 刈谷市子ども医療費支給条例施行規則（昭和48年規則第11号）の一部

を次のように改正する。

様式第1号中

「

受給者	住所			
	氏名		年 月 日生	
			子どもとの続柄	
子ども	住所			
	氏名		年 月 日生	

」

を

「

受給者	住所			
	氏名		年 月 日生	
			子どもとの続柄	
	個人番号			
子ども	住所			
	氏名		年 月 日生	
		個人番号		

」

に改める。

様式第 5 号中

「

備 考	受付
-----	----

」

を

「

個 人 番 号	受 給 者	
	子 ど も	
備 考	受付	

」

に改める。

(刈谷市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部改正)

第 2 条 刈谷市母子家庭等医療費支給条例施行規則（昭和 5 3 年規則第 1 1 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「。他の法律において準用する
場合を含む。」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加え
る。

(3) 私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）

「

氏 名.....
様式第 2 号中 個人番号..... を
電話番号 (.....)..... —

」

「

氏 名..... に、
電話番号 (.....)..... —

」

「

申請者との続柄				
---------	--	--	--	--

」

を

「

申請者との続柄				
個人番号				

」

に、

「

確認公簿名等		受付
受給資格認定	適 ・ 否 年 月 日	

」

を

「

受給資格認定	適 ・ 否 年 月 日	受付
--------	--------------------------	----

」

に改める。

様式第5号中

「

備考	受付
----	----

」

を

「

受給者個人番号	
備考	受付

」

に改める。

(刈谷市心身障害者医療費支給条例施行規則の一部改正)

第3条 刈谷市心身障害者医療費支給条例施行規則（昭和48年規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

受給者	住所			
	氏名		年 月 日生	

」

を

「

受給者	住所			
	氏名		年 月 日生	
	個人番号			

」

に改める。

様式第5号中

「

備考	受付
----	----

」

を

「

受給者個人番号	
備考	受付

」

に改める。

(刈谷市精神障害者医療費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 刈谷市精神障害者医療費支給条例施行規則（昭和54年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「。他の法律において準用する場合を含む。」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

様式第2号中

「

受	住 所			
	氏 名		年 月 日生	
給	精神障害者保健福祉手帳		自立支援医療受給者証	
	障 害 等 級	級	交付の有無	有 ・ 無
者	手 帳 番 号		公費受給者番 号	
	交付年月日	年 月 日	交付年月日	年 月 日
者	有 効 期 限	年 月 日	有 効 期 間	年 月 日から 年 月 末まで
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条規定の疾患に係る入院診断書の有無			有 ・ 無

」

を

「

受	住 所			
	氏 名		年 月 日生	
給	個 人 番 号			
	精神障害者保健福祉手帳		自立支援医療受給者証	
者	障 害 等 級	級	交付の有無	有 ・ 無
	手 帳 番 号		公費受給者番 号	

者	交付年月日	年 月 日	交付年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日	有効期間	年 月 日から 年 月 月末まで
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する疾患に係る入院診断書の有無			有 ・ 無

に改める。

様式第4号中

「

備考	受付
----	----

を

「

受給者個人番号	
備考	受付

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第15号

刈谷市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市国民健康保険条例施行規則（昭和35年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第4号の2を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第16号

刈谷市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市介護保険条例施行規則（平成12年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項の表1の項第1号中「納期限に係る納付額」を「納期限（特別徴収の方法により保険料を徴収されている場合は、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この表において同じ。）に係る保険料額」に改め、同項第2号並びに同表2の項及び3の項中「納付額」を「保険料額」に改める。

様式第7号中

「
地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・(地域密着型)介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院
事業者〔 〕電話番号() —
の名称 担当者氏名()
」

を

「
地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・(地域密着型)介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院
事業者〔 〕電話番号() —
の名称 担当者氏名()
」

に、

「
介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営及び高齢者福祉事業の実施のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る訪問調査、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書の内容を、市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師、訪問調査に従事した調査員又は当該事業の関係機関に情報提供することに同意します。

本人氏名 (代筆者氏名 本人との関係)

を

「
介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営及び高齢者福祉事業の実施のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る訪問調査、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書の内容を、市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師、訪問調査に従事した調査員又は当該事業の関係機関に情報提供すること並びに要介護認定・要支援認定に係る介護認定審査会による判定結果を、市と介護保険事業者間の情報共有システムに掲載することに同意します。

本人氏名 (代筆者氏名 本人との関係)

に改める。

様式第34号（その2）を次のように改める。

(その2)

年度保険料率

区分	該当者区分	保険料率
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金の受給者(市民税非課税世帯)・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 万円以下	円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 万円超え 万円未満	円
第3段階	世帯全員が市民税非課税(第1段階及び第2段階を除く。)	円
第4段階	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 万円以下	円
第5段階	本人が市民税非課税(第4段階を除く。)	円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円未満	円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円以上 万円未満	円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円以上 万円未満	円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円以上 万円未満	円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円以上 万円未満	円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円以上 万円未満	円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円以上 万円未満	円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円以上 万円未満	円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円以上 万円未満	円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円以上 万円未満	円
第16段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円以上 万円未満	円
第17段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 万円以上	円

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市下水道事業の財務の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第17号

刈谷市下水道事業の財務の特例を定める規則の一部を改正する規則

刈谷市下水道事業の財務の特例を定める規則（平成28年規則第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。